

令和8年度地域づくりによる介護予防推進支援事業

広島県アドバイザー派遣実施要領

1 目的

地域づくりによる介護予防推進支援事業に係る広島県アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、市町における介護予防事業（住民主体の通いの場）に向けた支援を行い、地域における介護予防を推進することを目的とする。

2 実施主体

広島県及び広島県地域包括ケア推進センター

3 派遣先

市町

4 事業内容

アドバイザーは、市町における介護予防事業（住民主体の通いの場）の推進のため、市町に次の事項に係る助言、指導及び援助を行う。

- (1) 住民主体の通いの場の立ち上げに関する事。
- (2) 住民主体の通いの場の継続に関する事。
- (3) 住民主体の通いの場の評価に関する事。
- (4) 住民主体の通いの場参加者（リーダー）交流会に関する事
- (5) 住民主体の通いの場の立ち上げ・拡充のための地域診断及び戦略策定（仕組みづくり）に関する事。
- (6) その他、目的達成のために必要な事項に関する事。

5 アドバイザーの派遣

市町長は、アドバイザーの派遣を希望する場合、原則として実施1か月前までに派遣申込書(様式第1号)を、県保健所(支所)を通じて広島県健康福祉局地域共生社会推進課長(以下「地域共生社会推進課長」という。)に提出するものとする。ただし、広島市は、地域共生推進課長に提出するものとする。

6 派遣の報告

市町長は、派遣実施報告書(様式第2号)により、実施後速やかに県保健所(支所)を通じて地域共生社会推進課長に提出するものとする。ただし、広島市は、地域共生社会推進課長に提出するものとする。

7 経費

この事業に要する経費(報償費及び旅費)は、実施主体が負担する。

8 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで